

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成について

久米島町では高齢者へ肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成を行っております。

毎年4月に予診票と通知を送付しておりますが、令和3年度は新型コロナウイルスワクチン接種と時期が重なってしまうため、送付の時期を7月下旬といたします。

新型コロナウイルスワクチンを接種した方が、肺炎球菌ワクチンを接種する際には、必ず2週間を空けてから接種されますようご注意ください。

■高齢者肺炎球菌ワクチン費用助成の対象となる方

①自己負担額なし

1度も高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成を受けたことがない、年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方・生活保護の方

②自己負担額4,000円

1度も高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成を受けたことがない、65歳以上で、①の年齢に該当しない方

※65歳未満の方であっても障害手帳を保持し、慢性の心臓疾患、呼吸器疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病等を有し、医師が必要と認めた方は対象となります。

日本脳炎ワクチンについて

厚生労働省より、日本脳炎ワクチンを製造している2社のうち1社のワクチン製造が一時停止した影響を受けて、令和3年度の前半に、ワクチンの供給量が大幅に減少するとの通知がありました。

厚生労働省の優先順位の通知にない、供給量が安定するまでの間、計4回の接種のうち、第1期の2回接種(1回目・2回目)の接種対象者を優先します。令和3年度は第1期追加、第2期の接種対象となる方への予診票の送付を延期し、改めて令和4年度に送付を行います。対象の皆さまはご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

■優先接種対象者

- ①1期(1回目・2回目)の方
- ②1期追加(3回目)や2期(4回目)の方で定期接種として接種できる期限が迫っている方

■令和3年度に予診票の発送が延期となる方

- ・第1期追加(3回目)の方
- ・第2期(4回目)の方



■令和3年度に予診票の発送が延期となる方

年齢上限が近づいている方は、定期接種で受けられる年齢を超えないように早めに接種を行ってください。

- ・1期:7歳6ヶ月未満
- ・2期:13歳未満
- ・特例対象者(平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれ):1期・2期ともに13歳未満の方
- ・特例対象者(平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ):1期・2期ともに20歳未満の方

お問合せ 福祉課 ☎985-7124

自分と大切な人のために
コロナワクチンを接種しましょう！

久米島町コロナワクチンコールセンター ☎985-7154

